

# ◎震災被災地で必要なガソリン等を フェリーでも運べるようになります

～ 平成28年熊本地震に伴うガソリン等危険物の海上輸送の弾力的な運用について ～

災害復旧に使用されるガソリン等の危険物の海上輸送については、平成26年3月27日から下記のとおり弾力的に運送の許可を行っています。

平成28年4月14日に発生しました熊本における地震に係る対応につきましては、この措置の対象になりますので、必要な場合には、最寄りの運輸局等にご相談下さい。

## 記

### 1. ガソリン、LPガス等を運送する場合

危険物運送に係る技術的基準の一部について代替措置を認めるとともに、簡略な手続きにより緊急時用の「**危険物運送船適合証**」を発給します。詳細は、関連の海事局のホームページをご参照下さい。(HPアドレス:[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr8\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000013.html))

### 2. 液体酸素や液体窒素等、1.以外の危険物を運送する場合

使用する船舶、運送する量等をご相談下さい。安全対策等を勘案の上、個別に判断致します。

ご相談連絡先  
最寄りの運輸局等

その他、施策内容についてのご連絡先  
海事局検査測度課担当 伊藤、木川、十川 (内線 44-171,44-173,44-175)  
代表 03-5253-8111 / 直通 03-5253-8639 FAX 03-5253-1644